

## ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

我が国において、ウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎の患者が合計350万人以上とされるほど蔓延しているのは、「肝炎対策基本法」や「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」及び「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」（以下、「B型肝炎特別措置法」という。）において、国の責めに帰すべき事由によるものであることが明確となっている。

ウイルス性肝炎患者に対しては、現在、肝炎治療特別促進事業により医療費助成が行われているが、対象となる医療が、B型・C型肝炎の根治を目的とした抗ウイルス療法であるインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、助成対象から外れている患者が相当数存在するところであり、特に、肝硬変・肝がん患者は高額な医療費を負担している上に、就労不能の方も多く、生活に困難を来たしている状況にある。

さらに、肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障害認定の対象とされているものの、医学上の認定基準が極めて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定がなされないといった実態が報告されるなど、現在の制度は、肝炎患者に対する生活支援として実効性が十分ではないとの指摘がなされているところである。

他方、「B型肝炎特別措置法」の制定時（平成23年12月）において、「とりわけ肝硬変及び肝がん患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との附帯決議がなされたところであるが、国においては、肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について、何ら具体的な措置が講じられていない状況にある。

肝硬変・肝がん患者は、毎日120人以上の方が亡くなっています、医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題である。

よって、国においては、次の措置を講ずることを強く要望する。

### 記

- 1 ウィルス性肝硬変・肝がんに係る肝炎医療に対し、医療費助成制度を創設すること。
- 2 身体障害者福祉法上のウィルス性肝疾患に係る障害認定の基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成26年10月17日

帯広市議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣 あて